

香川労働局発表

平成 30 年 8 月 30 日

担 当	香川労働局雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 森脇 忠臣 室長補佐 山下 昌利 【電話】 087-811-8924 【夜間】 087-811-8928 HP : https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します！

～働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！～

香川労働局(局長:^{かめざわのりこ}亀澤典子)では、平成30年9月3日から12月28日まで、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。県内企業においては、ハラスメント防止措置が不十分であることから、ハラスメントのない職場づくりに向けて相談窓口を御利用ください。

【平成29年度相談・指導状況】

○指導を行った県内企業のうちハラスメント防止措置が講じられていない企業割合

セクシュアルハラスメント防止措置 42.5%

妊娠・出産等ハラスメント防止措置 63.3%

育児・介護休業等ハラスメント防止措置 61.5%

○男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する相談件数 907 件のうち、セクハラや「妊娠を報告すると退職勧奨された」、「育児休業からの復帰後はパートになるよう言われた」等の不利益取扱い、いわゆるマタハラ等に関する相談は、328 件で約3割。

(参考)平成29年度の総合労働相談件数7,920件

ハラスメント対応特別相談窓口

「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントに関する相談を受け付けます。

(1) 設置期間:平成30年9月3日(月)～12月28日(金)(土日祝日を除く)8:30～17:15

(2) 場 所:香川労働局雇用環境・均等室

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階

電話 087-811-8924

※ 匿名で相談することも可能です。相談はすべて無料です。

<添付資料>

別添1 チラシ「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！」

別添2 平成29年度 ハラスメントに関する相談及び指導状況

別添3 平成29年度 香川労働局雇用環境・均等室での法施行状況